大仙市立大曲小学校　いじめ防止基本方針

１　いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

（１）　いじめの定義

児童生徒に対して，当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等，当該児童と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法」より）

（２）　いじめに対する基本的な考え方

いじめの問題に迅速かつ組織的に対応するために，いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして，いじめは，どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち，すべての児童生徒を対象に，いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

２　学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

（１）　いじめ不登校対策委員会

校長，教頭，生徒指導主事，養護教諭，学年主任等と，該当児童の所属する学級担任（必要に応じて広域カウンセラーやＳＳＷ等を要請する）からなる，いじめや不登校防止等の対策のためのいじめ不登校対策委員会を設置し，適宜委員会を開催する。

（２）　生徒指導部会（主任会）

月に一度，校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，養護教諭，学年主任，通級教室担当で，児童の様子や気になる児童について情報交換をし，今後の対応ついて共通理解を図る。また，校内外の安全等について話し合う。

（３）　職員会議での情報交換及び共通理解

月に一度，全教職員で，配慮を要する児童について，現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

３　いじめ未然防止のための取組（※年間指導計画は別表）

（１）　学級経営の充実

○生徒指導の実践上の視点を踏まえた授業づくり、学級づくりに取り組む。また，学級活動の校内研修を充実させ，学級活動を中心にしながら，居心地のよい学級づくりを目指す。さらに授業や行事等の中で，児童一人一人が活躍できる場面を設定し，自己有用感を高める。

○ソーシャルスキルトレーニングを実施したり，「いじめアンケート」や「Ｑ－Ｕ」の結果を生かしたりして，児童の実態を十分に把握し，よりよい学級経営に努める。

○分かる・できる授業の実践に努め，一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

（２）　道徳教育の充実

○道徳の授業を通して，人との関わりの中でよりよい生き方に気付き，進んで実現しようとする子どもを育てる。

○全ての教育活動において道徳教育を実践し，人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

○各学級において「ふわふわ言葉」と「ちくちく言葉」について話し合い，友だち思いの優しい言語環境をつくろうとする子どもを育てる。

（３）　相談体制の整備

○「いじめアンケート」「Ｑ－Ｕ」後に学級担任との相談を行い，児童一人一人の理解に努める。

○連絡ノートや普段の会話から，保護者や児童の思いをくみ取る。事案があった場合は，校長，教頭，生徒指導主事等と学級担任が迅速に現況把握や今後の指導について共通理解を図る体制を整える。

○心の教室相談員，フレッシュカウンセラーやスクールカウンセラー等の外部機関との連携を図り，教育相談の充実に努める。

（４）　縦割り班活動の実施

○縦割り班活動のなかで，協力したり協調したりすることを学習し，人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

（５）　インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

○全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い，現状把握に努めるとともに，児童に情報モラル教育をするなどして迅速に対応する。

○大曲中学校区で協力して策定したネットルールの啓蒙と普及を図り，児童の健全なネット環境の整備に努める。

（６）　学校相互間の連携協力体制の整備

○中学校や幼稚園，保育園と情報交換や交流学習を行う。

４　いじめ早期発見のための取組（※年間指導計画は別表）

（１）　保護者や地域，関係機関との連携

児童，保護者，学校の信頼関係を築き，円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には，家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また，必要に応じて，児童家庭課，教育委員会，中学校や支援センターなどの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

（２）　「いじめアンケート」「Ｑ－Ｕ」の実施

５月，１１月に「いじめアンケート」を，９月に「Ｑ－Ｕ」を実施する。またそれらをもとに一人一人の児童と直接話をして現状を把握し，対処する。

（３）　ノート・日記指導

児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり，個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

５　いじめに対する早期対応

○いじめに関する相談を受けた場合，速やかに管理職に報告し，事実の有無を確認する。

○いじめの事実が確認された場合は，いじめ対策委員会を開き，対応を協議する。

○いじめをやめさせ，その再発を防止するため，いじめを受けた児童・保護者に対する支援と，いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

○いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは，保護者と連携を図りながら，一定期間，別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

○犯罪行為として取り扱うべきいじめについては，教育委員会及び警察署と連携して対処する。

６　重大事態への対処

（１）　重大事態の定義

ア　いじめにより児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

イ　いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間３０日を目安とし，一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

ウ　児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

（「いじめ防止対策推進法」より）

（２）　重大事態への対処

○重大事態が発生した旨を，市教育委員会に速やかに報告する。

○教育委員会と協議の上，当該事案に対処する組織を設置する。

○上記組織を中心として，事実説明を明確にするための調査を実施するとともに，関係諸機関との連携を適切にとる。

○上記調査結果については，いじめを受けた児童・保護者に対し，事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

〈別表〉いじめ対策年間指導計画

	指　導　等　の　内　容		
	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
４月	○いじめ防止基本方針についての検討 【いじめ不登校対策委員会】 ○いじめ対策に関わる共通理解 【職員会議】 ○児童に対する情報交換 【生徒指導部会】	○学級開き・学級ルールづくり 【学級活動】 ○児童大会	○いじめ対策についての 説明・啓発 【ＰＴＡ総会・学年懇談】
５月	○児童に対する情報交換 【生徒指導部会】 ※「いじめアンケート①」の実施	○運動会 ○縦割りはじめまして集会 ○ふわふわ言葉，ちくちく言葉についての 話合い　【学級活動】	
６月	○児童に対する情報交換 【生徒指導部会】	○林間学校（５年） ○鹿島流し出で立ちの式（３年）	
７月	○児童に対する情報交換 【生徒指導部会】 ○児童との個別面談　【学級担任】	○縦割り遊び①	○保護者面談　【学級担任】 ○学校評価の実施
８月	○いじめ不登校の現状（前期） 【いじめ不登校対策委員会】		
９月	○児童に対する情報交換 ※「Ｑ－Ｕ」の実施 【生徒指導部会】	○文化祭	○いじめ対策についての啓発 【生徒指導だより】
10月	○児童に対する情報交換 【生徒指導部会】	○縦割り遊び② ○なかよしウォークラリー	
11月	○児童に対する情報交換 【生徒指導部会】 ※「いじめアンケート②」の実施	○縦割り遊び③ ○修学旅行（６年）	
12月	○児童に対する情報交換 【生徒指導部会】 ○児童との個別面談　【学級担任】		○保護者面談　【学級担任】 ○学校評価の実施
１月	○いじめ不登校の現状（後期） 【いじめ不登校対策委員会】		○いじめ対策についての啓発 【生徒指導だより】
２月	○児童に対する情報交換 【生徒指導部会】	○スノーアートフェスティバル ○児童大会	
３月	○児童との個別面談（抽出児） 【学級担任】 ○児童に対する情報交換 【生徒指導部会】	○６年生を送る会	